## 第3次秋田市障害者プラン関係事業の平成24年度の取り組み状況について

## 1. 社会参加の促進

項目	第3次秋田市障害者プラン策定時の整備の方向	担当課	平成24年度取り組み状況等
	障害のある児童に対し、一人ひとりの障害の程度に応じて、幼少期からの社会参加を促進する事業として、今後も、秋田県小児療育センターなどの関係機関や利用者、保育所での保育責任者の意見をふまえ、各保育所の嘱託医さらには医療機関等との連携を図りながら、より実態に即した形で事業を継続していきます。	子ども育成課	24年度の認可保育所での受入状況については次のとおりです。 【特別児童扶養手当受給対象の児童と施設数】 公立保育所 6名(4施設) 私立保育所10名(8施設) 【それ以外の障がいのある児童数と施設数】 公立保育所22名(10施設) 私立保育所 24名(16施設)
② 幼稚園における 特別支援教育 (33ページ)	受入体制の整備や補助制度の活用を促進するとともに、医療機関や児童相談所などの専門機関と連携を図りながら助言等を行います。 また、義務教育へのスムーズな移行を図るため、幼稚園と小学校との間で情報交換を行うなど、連携強化に努めます。	子ども育成課	関係機関と連携を図りながら助言等を行ったほか、「秋田市 幼稚園・保育所・小学校連絡協議会」を通して、情報交換会 を実施するなど、連携強化に努めました。
	特別な支援を要する児童生徒の状況は多様化するなど、個々の障害に一層配慮した特別支援教育の充実が求められており、今後も事業を継続・充実させていきます。	教育委員会 学校教育課	【学校行事等支援】 障がいのある児童生徒が長時間の学校行事や校外学習に参加する際に、サポーターを年間944時間派遣しました。 【学級生活支援】 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情等に応じてサポーターを53校(小学校43校、中学校10校)に派遣しました。 【日本語指導支援】 国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒を支援するサポーターを19校(小学校12校、中学校7校)に派遣しました。
	電話、面接、訪問等により相談を受ける際には、子どもの状況を確認しながら、家族の不安の解消に努めるとともに、子どもの接し方や養育方法などについて、家庭相談員が継続して相談に応じていきます。また、必要に応じて児童相談所や秋田県小児療育センター、保健所などの専門機関と連絡を取り合い、早期に治療や訓練が開始されるように支援して いきます。	子ども未来センター	言葉の専門家、保育士や教員等の資格をもつ家庭相談員が対応し、必要に応じて関係機関と連絡を取り合い、治療や訓練につなげるとともに、家族の不安の解消に努めるよう支援しました。
<ul><li>⑤ 放課後児童健全 育成事業 (38ページ)</li></ul>	委託先の放課後児童クラブへ障害児の受入れを働きかけるとともに、障害児 受入れに対する委託料の加算措置を継続します。	子ども育成課	障がい児受入に対する委託料の加算措置を継続実施し、 13放課後児童クラブにおいて、19人の障がい児の受入を 行いました。
	地域生活支援事業として、利用者や特別支援学校の意見等を聞きながら、事業を継続して実施します。	障がい福祉課	秋田きらり支援学校、栗田養護学校および天王みどり学園の3校の空き教室を活用し、関係機関と利用者のニーズに応えられるよう調整をとりながら実施しました。 【24年度実績】 利用登録者35人 延利用回数3,790回

6	就学相談 (41ページ)	障害のある幼児の就学についての保護者の不安を解消し適正な就学が行われるように、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな就学相談に努めます。	教育委員会 学校教育課	障がいのある幼児の就学相談(63人)と中学校への進学や小中学校における進級時の就学相談(36人)に応じ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適正な就学が行えるよう支援しました。
	(42ページ)	今後とも、学校保健法に基づき、教育委員会が実施主体となって学校医・学校 歯科医・学校・保護者と連携しながら、就学予定者の適切な就学を図っていき ます。	教育委員会 学事課	小学校入学予定者2,509人に実施しました。
		障害のある幼児・児童生徒の適正な就学が行われるよう、大学・医療機関など 関係機関との連携を一層図りながら、本委員会の適正な運営に努めていきます。	教育委員会 学校教育課	障がいのある幼児・児童・生徒の適正な就学を図るため、心身障害児就学指導委員会を年2回開催したほか、就学について相談のあった幼児・児童・生徒の正確な実態把握のため、大学・医療機関とも綿密な連携を図りました。
	特別支援教育就 学奨励費 (44ページ)	今後も継続して実施していきます。	教育委員会 学事課	小学校児童90人、中学校生徒26人に支給しました。
(2) ①	就労のための支 援 (45ページ)	現在の授産施設等が新体系に移行する際は、施設からの相談に応じながら移行が円滑に進むよう支援します。また、第3章に掲げた障害者の就労関係の目標数値達成を目指すため、国、県を中心とする就労に関する関係機関との連携をさらに深めながら、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため市が設置した「地域自立支援協議会」を活用して、障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者がその適性に応じてより力を発揮して就労できるよう支援していきます。	障がい福祉課	ニコニコ寮の従たる事業所として、保戸野ハウスが就労継続支援A型(定員10名)を開始しました。また、24年度に開所となった就労継続支援事業A型またはB型の新規事業所4か所(広面ハウス:定員10人(A型)、20人(B型)、自立支援センターほのぼの:定員20人(B型)、NPO法人ホープ・フル障害者就労支援事業 秋田のうさん:定員20人(B型)、スクールファーム河辺:定員20人(B型)について、法人からの相談などについて助言等を行いました。なお、障害者就業・生活支援センター、秋田障害者職業センター等が開催した会議等への出席等により障がい者の就労支援ネットワークの構築に努めました。
	障害者就業・生 活支援事業 (46ページ)	県の実施事業となりましたが、障害者の就労や生活を充実させるため、事業の周知を図るとともに、県との連携に努めます。	障がい福祉課	当該事業を必要とする障がい者に対しては、障がい福祉課または相談支援事業者において事業の周知・紹介等を行うとともに、広報あきた10月19日号では特集として紹介しました。県との連携に関しては、県から委託され事業を実施している「ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター」が開催する連絡調整会議への出席や同センター担当者が委員となっている「秋田市地域自立支援協議会相談支援部会」での協議、また、相談支援事業者が中心となって開催している障害児(者)総合相談会に同センターも加えて開催するなどして連携強化に努めました。
		今後も(財)秋田市総合振興公社と協力し、知的障害者が一般就労を目指すための訓練の場を引き続き確保します。	障がい福祉課	24年度は新規訓練生4名を含めた計7名の訓練生を受け 入れました。今後も(財)秋田市総合振興公社と協力し、知 的障がい者が一般就労を目指すための訓練の場を引き続 き確保します。
	職親制度 (48ページ)	秋田障害者職業センターや秋田県福祉相談センターと連携しながら、職親制度の利用が適していると思われる障害者について、制度の利用を促進し、地域生活支援事業として実施します。	障がい福祉課	今のところ職親制度を希望する障害者はおりませんが、必要に応じ対応していきます。

	精神障害者社会 適応訓練事業 (49ページ)	効果的に事業を活用するために、秋田障害者職業センター等と連携をとり、訓練希望者の状況把握に努めます。 保健師が協力事業所を定期的に訪問し、指導者および訓練対象者に助言や 指導等を行うとともに、主治医とも連携をとり、よりよい環境で訓練が継続でき るように支援していきます。 障害者自立支援法の就労継続支援事業等との調整が必要と考えられます。	健康管理課	24年度の実績はありませんでした。 就労に関する相談を受けた場合は、自立医支援法の就労支 援施設について説明する等の対応をしました。
	<ul><li>② 雇用の促進および職業の安定 (51ページ)</li></ul>	1 きらめき就職面接会の開催 雇用促進と職業安定に向けて、これまでと同様に関係機関と連携を継続します。 2 障害者雇用支援月間 これまでと同様に9月の「障害者雇用支援月間」には、市庁舎に啓発用看板を 掲げるなど関係機関と連携しPR活動を継続します。 3 障害者法定雇用率 ハローワーク秋田や県などの関係機関と連携し、企業に対して障害者の雇用 要請を強化していきます。 また、特定求職者雇用開発助成金および障害者トライアル雇用事業に基づく 助成金などのPRに努めます。 4 求人・求職者情報の提供 今後も継続してハローワーク秋田と連携し、情報の提供を図っていきます。 5 職業相談・職業指導の充実 ハローワーク秋田および秋田障害者職業センターと連携を取りながら、障害者 個々の 求職ニーズに見合った就職相談を実施し、職業を通じて社会参加出来るよう に対応していきます。 6 障害者の職業準備訓練・講習等 活動内容を周知するとともに、障害者の雇用促進、職業の安定に向け、関係 機関と連携を図っていきます。	商工労働課	「1 きらめき就職面接会の開催」「3 障害者法定雇用率」「4 求人・求職者情報の提供」「5 職業相談・職業指導の充実」および「6 障がい者の職業準備訓練・講習等」については、各関係機関と連携を図って実施しています。「2 障害者雇用支援月間」については、22年度に実施した事務事業評価の結果により、23年度から看板掲示が廃止となりましたが、広報あきた等によるPRを実施しています。
		利用者処遇の向上や経営の安定化を図るために、授産施設、小規模通所授産施設および小規模作業所が新体系の事業所や地域活動支援センターに移行する際には、密接な連携を図りながら個別に相談に応じるなど支援していきます。 法定化をめざすのではなく、無認可のままで地域に根ざした独自の活動を行う小規模作業所については、安定した運営ができるよう、支援していきます。	障がい福祉課 健康管理課	授産施設については、24年度までに、すべての施設の新体系移行が完了しました。小規模作業施設については、21年度までにすべて地域活動支援センターに移行しています。
(3)	1) 市民スポーツの 振興 (59ページ)	市民との協働を基本に、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージでスポーツを楽しむことができるよう、秋田市スポーツ振興マスタープランに基づき、各種イベントやスポーツ教室の開催自主スポーツクラブの結成や地域を基盤とするスポーツ活動への支援、学校体育施設の利用促進を図るなど、気軽にスポーツに参加する機会を拡充し、生涯にわたりだれでもがスポーツを生活の中に取り入れられるよう努めます。また、スポーツ施設の新設・改築時には、障害のある人も気軽に安全に利用できる施設の整備を推進していきます。	教育委員会 スポーツ振興課	障がいのある方にもスポーツを楽しんでもらえるよう、市立 体育館や健康広場等を会場に、エンジョイスポーツ教室・青 空スポーツ教室(5月~2月、8種目、588人参加)を開催 し、手話通訳者を配置(2回)しました。また、秋田市手話研 究会が行った聴覚障がい者を対象としたフロアカーリングの 講習会へ講師を派遣し、運営を支援しました。施設について は、勝平屋内ゲートボール場の男子トイレを障がい者用に 改修し、利便性の向上をはかりました。

大会・教室開催 事業 (61ページ)	障害者スポーツ大会開催事業および障害者スポーツ教室開催事業については、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の社会参加促進事業として実施されます。事業内容についてはこれまでと変わりありませんが、今後とも大会の周知と障害者の意見等を反映した事業推進に努めます。また、本市主催以外の大会についても、秋田県障害者スポーツ協会等の関係団体と連携しながら支援していきます。また、平成19年10月13日~15日に開催される「第7回全国障害者スポーツ大会(秋田わか杉大会)」がスポーツによる社会参加促進を一層盛り上げる機会となるよう、大会運営等を支援します。	障がい福祉課	障がい者スポーツの積極的な振興とスポーツを通しての障がい者の交流を図るため、24年度は、県立総合プールでの水泳教室を、6月28日から計10回の日程で開催し、9月15日には秋田県勤労身体障害者スポーツセンターグラウンドにてグラウンドゴルフ大会を開催しました。また、9月1日に開催された第10回秋田県障害者スポーツ大会に職員を派遣し、大会運営を支援しました。
	市内8か所の拠点公民館や青少年センター、女性学習センター、図書館などの社会教育施設を中心に、関係機関・団体との新たなパートナーシップの形成に努め、市民の学習ニーズやさまざまな課題に応える学習機会の拡充、指導者の養成、施設の整備・充実を図ります。	教育委員会 生涯学習室	【学級の開設(2学級)】 〇北部市民サービスセンターにおいては、軽度の障がいがあるかたとその家族を対象に、充実した人生を過ごすための学習を行いました。 〇西部市民サービスセンターにおいては、障がいがあるかたの社会参加の促進、健康管理、教養を高める学習を行いました。 【対面朗読・テレフォンサービス】 〇図書館においては、ボランティアの協力を得て、目の不自由なかたに、対面朗読による図書館資料の朗読、電話による新聞等の朗読を実施しました。

## 2. 保健・医療・福祉サービス基盤の整備

項目	第3次秋田市障害者プラン策定時の整備の方向	担当課	平成24年度取り組み状況等
	現行事業の継続により、引き続き母子保健情報の提供や問題をもつ妊産婦の発見および支援に努めます。 特に産後の母親のメンタルヘルスは子どもの健やかな成長に大きく影響することから、強い育児不安や、精神面での問題をもつ母親に対する新たな支援方法について検討していきます。 また、就労妊婦の増加に対応し、妊婦が安全かつ快適に過ごせる環境づくりについても取り組んでいきます。	7 IV-1 /th-th-2-11	○妊婦健康診査:一般健診14回、子宮頸がん検査および 妊婦歯科健診を行いました。 ○こんにちは赤ちゃん訪問:対象者をもれなく把握するため、従来の妊娠届のほか、出生届の際の母子健康手帳別冊交付券の活用を図りました。訪問方法の工夫などにより、訪問実施率の向上に努めました。 【24年度実績】訪問者数2,074人(実施率87.0%)(参考)23年度 1,959人(実施率84.7%) ○支援を要する家庭に対しては、医療機関や子ども未来センター等と連携し適切な支援を行いました。(養育支援訪問9世帯)

2	(67ページ)	これまでと同様に、乳幼児保健事業を継続して実施します。また、新たな課題への対応として、現在、育児不安や育児ストレスの強い親や、児童虐待のおそれのある養育困難家庭の早期発見と支援のため、乳幼児健康診査の有効活用による新たな対策について検討を進めていきます。今後は、軽度発達障害の早期発見と支援対策について、取り組む必要があります。さらに、幼児期の食に対する正しい知識の普及および食環境等に関する対策、むし歯や歯周疾患の予防を中心とした口腔衛生指導等、歯科保健対策についても再検討していきます。	子ども健康課	○乳幼児健診未受診者に対しては、訪問、電話、通知等により健診の受診勧奨および養育状況の把握を行いました。 ○幼児の発達に関する支援として、3歳児健診を終えた幼児のいる保護者を対象に、幼児発達記録票「キッズ・ステップノート」を、全公立保育所(13)で試行実施(2年目)しました。その結果をふまえ、臨床心理士による保育所等への巡回相談、発達相談、電話相談等の「幼児発達支援事業」の準備を進めました。 ○幼児のむし歯予防対策の強化として、新たに歯科医院(市内143協力医療機関)での幼児フッ化物塗布事業を行いました。
	特別予防接種等 (69ページ)	疾患のあるかたの感染症による重症化を防ぐため、引き続き予防接種に関する市民の関心・知識の啓発に努力するとともに、予防接種法等の制度変更に応じ、事業を継続します。	健康管理課	市内委託医療機関等で実施している定期予防接種を疾患等の理由により受けることのできないかたに対し、秋田大学医学部附属病院と連携し、三種混合18件、麻しん風しん5件、BCG5件、ポリオ22件、日本脳炎7件、四種混合2件の予防接種を実施しました。
3	訪問支援 (71ページ)	継続的に訪問支援が必要なケースには、状況に応じて、訪問看護やホームヘルパーと連携を図りながら支援を行います。ケースの処遇の方向性について、プライバシーの保護に配慮しながら、医療機関や福祉事務所などの関係機関と連携をとり、関係機関との役割の相互確認と意思統一を図ったうえでそれぞれのケースに支援していきます。個々のケースに十分に対応ができるよう、研修などによって従事者の質の向上を図ります。	健康管理課	訪問支援により、精神障がい者および家族等からの相談 (実45件、延べ78件)に応じ、必要時医療につなげました。 また、ケースの処遇については、本人および家族の意向は もとより、関係機関との連携が欠かせないため、適宜カン ファレンスや連絡調整を行いました。また、相談従事者の能 カ向上のため、自傷行為とパーソナリティ障害、自殺未遂者 ケア、自死遺族ケアおよび災害こころのケア等についての研 修に参加しました。
	心の健康相談 (73ページ)	相談内容によって、必要なケースについては関係機関の紹介、保健所主催事業への呼びかけ、および保健師による訪問支援を行っていきます。 広報あきたなどで相談日の周知を図り、相談を必要としている人が気軽に利用できるようにしていきます。 各相談窓口で、相談者の個々の状況に応じて適切に対応するため、各関係機関が連携できるような体制づくりを推進します。 個々のケースに十分に対応ができるよう、研修などによって相談従事者の質の向上を図ります。 不登校の児童・生徒への対応などについて、教育委員会との連携を図ります。 社会的ひきこもり・自殺等への対応のため、民生委員・児童委員、保健推進員等との連携を図ります。	健康管理課	嘱託医による心の相談日(第1・3木曜日)の開催や、臨床心理士による心のケア相談、保健師による随時相談を実施しました(嘱託医相談件数:24件、臨床心理士相談件数:延べ80件、保健師電話相談:延べ1,853件、来所相談:延べ215件)。市民や関係機関の方を対象にしたアルコール依存症研修会や保健専門研修会等を開催し知識の向上と連携に努めました。また、市民の心のサインに早期に気づき対応できるよう、児童民生委員、保健推進員および学校関係者等を対象に「心のケア相談セミナー」を開催しました。社会的ひきこもり者の相談は延べ5件でした。訪問支援や親の会やサポートステーションあきた等の関係機関を紹介し、継続して支援しています。

	4	防·介護予防	生活習慣病予防と介護予防の正しい知識の普及のために、健康教育、健康相談を継続していきます。 各種健康診査については、受診者の増加を図るため、今後もPR強化に努めていきます。 ふれあい元気教室、自主トレーニングについては介護予防に効果的な内容で継続していきます。	保健予防課	がんや生活習慣病予防に関する知識の普及啓発のため、健康教育を525回、健康相談を710回を実施しました。また、がん検診等の受診率向上のため、健診ガイドを全世帯およびコンビニ、銀行、薬局および企業等へ配布したほか、がん検診の無料クーポン券の交付、個別通知による受診勧奨等により、周知に努めました。高齢者を対象とした体力づくり教室では、高齢者の体力の向上を図るため、新たに勝平地区で開催したほか、自主的に活動している地区(5地区)への支援に努めました。また、歯科健康講話会や健康と栄養講話会の開催など介護予防事業の充実に努めました。
	5		適切なリハビリテーションが行われるように、事業所に対し情報提供や指導等 を実施していきます。	介護·高齢福祉課	18事業所で取り組んでおります。
(2)	1	(78ページ)	1 更生医療 障害者手帳を交付するときに、事業内容について周知を図っていますが、今 後も各指定医療機関との連携を強化しながら、事業を継続していきます。 2 育成医療 今後とも事業内容について周知を図り、各指定医療機関との連携を強化しな がら、事業を継続していきます。		【1 更生医療】 障害者手帳交付時に周知を図り、各指定医療機関との連携 を強化しながら、24年度においては延べ232件の受付を行いました。今後も各指定医療機関と連携し事業を継続していきます。 【2 育成医療】 各指定医療機関との連携を強化しながら、事業内容について周知を図り、24年度においては延べ96件の受付を行いました。今後も各指定医療機関と連携し事業の継続を行って参ります。
			3 精神通院医療 より多くの精神障害者が、新しい制度である自立支援医療制度を理解し、適正 な医療を受けることができるように、医療機関への説明・周知や、広報などを 通じて周知を図ります。 また、医療機関には、初回受診時だけでなく、制度を利用していないかたへの 制度の説明など、きめ細かな対応について、引き続きお願いしていきます。	健康管理課	各医療機関と連絡を密に取り合っており、また、健康管理課ホームページ等にて申請方法や制度等についての周知を図りました。 【24年度実績】 受給者証所持者数:3,400人
	2		今後とも、国、県の医療保険制度等の動向を見極めながら、障害者への医療 費助成を継続して実施します。	障がい福祉課	重度心身障がい児(者)9,537人および高齢身体障がい者 2,907人に福祉医療費受給者証を交付し、医療費の助成を 実施しました。
	3	療養介護医療 (82ページ)	重度身体障害者支援のため、引き続き事業を継続していきます。また、あきた病院に対し、筋ジストロフィー病棟の増床を要望していきます。なお、平成18年10月から進行性筋萎縮症者療養等給付事業は、障害者自立支援法の療養介護医療に移行しました。	障がい福祉課	24年度は22名が「あきた病院筋ジス病棟」に入所しており、 療養介護医療について引き続き継続していきます。あきた病 院での筋ジストロフィー病棟の病床数は現在80床となって いるが、平成25年4月1日付けで県の指定を受け、8床の 増床を行い88床となるものであります。

	4	患治療研究事業 (83ページ)	小児慢性特定疾患対象児童の健全な育成を阻害しないために、当該疾患の 治療研究事業を進めると共に、その医療の確立と適正な普及を図り、医療費 の公費負担により家族の経済的負担を軽減します。 また、制度の内容等を対象家族や関係機関に十分周知し、連携を行います。	子ども健康課	対象家族や関係機関へ事業の周知を図るとともに、医療費の公費負担により家族の経済的負担を軽減しました。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しました。 【24年度実績】 受診券交付件数:372件(366人) 日常生活用具給付件数:2件
	(5)	助成事業	平成15年度に秋田県が実施した調査(県内で不妊治療を受けている411人)によると、不妊治療を受けている人の57.4%が治療費の負担が大きいと答え、81.3%が治療費用の助成など経済的な支援を望んでいることが明らかとなっていることからも、制度の周知について強化していく必要があります。	子ども健康課	国の制度に上乗せし、2年目以降の申請者の助成回数を3 回まで、さらに助成限度額を1回あたり20万とし、制度の拡充を図りました。この結果、助成件数が大幅に増加しました。 ※市内指定医療機関は秋田大学医学部付属病院、設楽産婦人科内科クリニック、清水産婦人科クリニック 【24年度実績】 助成夫婦数:実148組(延289件) (参考)23年度実績 実119組(延211件)
(3)	_	付 (86ページ)	1 身体障害者手帳の交付 手帳を早期に交付できるよう、交付が保留となったかたに対し、早期に審査結 果が出せるよう関係機関と協議していきます。 2 療育手帳の交付 今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、迅速な手帳交付と制度の周 知に努めていきます。	障がい福祉課	身体障害者手帳の交付保留の方に対する早期審査は、関係機関と協議のうえ、手帳の交付保留期間の短縮が可能となるよう、体制づくりを行いました。今後も、随時関係機関との連携をとり、早期の手帳交付を行っていきます。 【24年度実績】 新規交付者数1,131人 年度末手帳所持者数14,258人
			3 精神障害者保健福祉手帳の交付 精神障害に対する誤解や偏見があることで、障害者手帳を所持することに抵抗を抱く場合があるため、「広報あきた」への掲載等、各方面へPRすることにより、周囲の理解が得られるように正しい知識の普及を図ります。	健康管理課	引き続き健康管理課ホームページ等により、申請方法やバスの割引制度についてPRを行いました。 【24年度実績】 新規交付者数156人 年度末手帳所持者数1,642人
		置 (89ページ)	障害者相談員制度については、「障害者のためのくらしのしおり」や秋田市ホームページに掲載し、障害者手帳の新規交付時に制度の説明をするほか、市の広報紙などで相談員制度や相談業務の内容を紹介していますが、一層の周知に努めます。また、毎年開催する相談員の研修会については、内容を適宜検討しながら今後も開催していくとともに、関係団体等において開催している研修会等も積極的に活用するなど、相談員の資質の向上に努めます。	障がい福祉課	「障がい者のためのくらしのしおり」や秋田市ホームページへの掲載等、制度の周知を図りました。また、障がい者をとりまく現状や障がい福祉サービスの理解を深めるため、10月24日に研修会を開催しました。
		地域福祉権利擁 護事業 (91ページ)	引き続き、制度の普及および啓発を促進します。	福祉総務課	市が発行する「高齢者のためのくらしのしおり」や市社会福祉協議会のホームページへの掲載などにより、制度の普及および啓発の促進に努めました。
	2	特別障害者手当 等の支給 (92ページ)	各関係機関と連携をとりながら制度の周知を図るほか、「広報あきた」等による 定期的なPRを継続していきます。	障がい福祉課	「広報あきた」で年2回PR行いました。また、「障害者のため のくらしのしおり」により制度の周知を図りました。今後も定 期的にPRを継続していくよう努めます。

特別児童扶養手 当の支給 (94ページ)	各関係機関と連携をとりながら制度の周知を図るほか、「広報あきた」等による 定期的なPRを継続していきます。	障がい福祉課	「広報あきた」で年2回PR行いました。また、「障害者のためのくらしのしおり」により制度の周知を図りました。今後も定期的にPRを継続していくよう努めます。
療育援助費の支 給 (95ページ)	療育手帳の交付時に、該当者への周知を行います。	障がい福祉課	県独自事業である本制度については、他の手当や障害者年 金等制度の充実などを理由に、県が平成22年3月31日付 けで廃止しております。
心身障害者扶養 共済掛金給付事 業 (96ページ)	引き続き本事業を実施していくとともに、事業の周知と共済制度への加入促進を図ります。	障がい福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金給付事業については平成20年度以降の新規加入者には該当しないため改めて周知することはしていませんが、秋田県心身障害者扶養共済制度については、「障がい者のためのくらしのしおり」により周知を図りました。
③ 施設整備の推進 (98ページ)	障害者自立支援法の施行により、デイサービスセンターは、新体系事業の「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」等、または、地域生活支援事業に位置づけられる「地域活動支援センター」へ移行することになりました。また、施設については平成23年度までの間に新体系事業へ移行することとされており、現在の更生・授産・療護という体系から「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」といった「日中活動系支援」、「施設入所支援」等の「居住系支援」というサービスの内容で指定を受け、その障害福祉サービスを利用者に対し提供することになります。障害者支援施設(施設入所支援)の整備については、障害者自立支援法における「障害福祉計画」の基本指針との兼ね合いが生じるため、市として各施設が安定した運営を行えるために調整を図り支援を行っていきます。さらに、新体系への移行にあたっては、個別に相談に応じきめ細かい対応を心がけ、円滑に新体系へ移行できるよう支援します。	障がい福祉課 健康管理課	24年度は、障がい者のかたの地域移行を図るための共同生活介護事業所(ケアホーム、定員5人)について、平成25年4月開所に向けて整備を行いました。今後も「障がい福祉計画」に基づいた施設整備を支援していきます。

## 3. 地域生活の充実

	項 目	第3次秋田市障害者プラン策定時の整備の方向	担当課	平成24年度取り組み状況等
(1)(1		「総合的な学習の時間」支援事業の継続実施、教職員研修の充実等における学校支援を通して、小・中学校における福祉教育を一層推進していきます。	教育委員会 学校教育課	教職員を対象に、障がいのある児童生徒の理解や支援のあり方について協議を深める「特別支援教育研修会」等を開催しました。そのほか、新規事業として、各校の特色ある取組を推進する「学校きらめきプラン支援事業」を実施し、福祉教育やボランティア活動等に取り組む学校を支援しました。
		児童生徒や保護者の不安や悩みが多様化し、相談へのニーズが高まっており、今後も気軽に相談できる教育相談体制の充実を図っていきます。	教育委員会 学校教育課	市内17中学校にスクールカウンセラーを配置したほか、6中学校に心の教室相談員、7小学校に学校派遣相談員、適応指導教室「すくうる・みらい」に2名の臨床心理士を配置するなど、教育相談体制の充実を図りました。また、教職員の教育相談に係る資質向上を目指し、カウンセリング研修会等を開催しました。

		障害の有無にかかわらず、ともに生きていこうとする心を育てるため、ノーマライゼーションの考え方に立ち、小・中学生と障害児(者)との交流をさらに推進していきます。		特別支援学級が設置されている学校においては、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流学習を計画的に行い、障がいの有無にかかわらず、ともに生きていこうとする「共生」の心や態度の育成に努めました。
	推進 (104ページ)	1 男女共生社会への市民行動計画書 第3次市民行動計画に基づいて、男女共生社会の実現のための各種施策・事業を推進します。 2 秋田市男女共生推進会議 秋田市男女共生推進会議 秋田市男女共生推進会議の体制を見直しします。 3 未来づくり女性セミナー 政策立案・意思決定の場に、より多くの女性が参画していけるように、人材養成事業として「未来づくり女性セミナー」を開催していきます。 4 女性公職参画率 女性公職参画率 女性公職参画率の目標数値を50パーセントに設定するとともに、「女性人材リスト」を活用し、各種審議会・委員会への女性の登用を促進していきます。 5 しあわせ実感男女フォーラム 「男女共生社会」についての意識が、市民の日常生活に広く浸透していくように、内容の見直しを検討していきます。 6 男女共生出張講座・研修会 「男女共生社会」についての意識が、市民の日常生活に広く浸透していくような講座や研修会の開催を検討していきます。	市民協働·地域分 権推進課	平成25~29年度を計画期間とする「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」を、秋田市男女共生推進会議(4回開催)の意見などを踏まえ、策定しました。あわせて、第3次計画の24年度の進行管理と19~24年度の総括を行いました。また、「出張講座」(3回)・市職員の研修会・公募による市民との協働による「第22回男女共生フォーラム」などの開催、啓発資料の作成などを行い、男女共生意識の普及・浸透に努めました。さらに、「未来づくり女性セミナー」(4回)を開催し女性の人材育成を通じた社会参画拡充をはかるなど、誰もがお互いを認め合い、一人ひとりが自分らしく生き、個性や能力を十分に発揮することができる男女共生社会の形成を目指し、各種事業に取り組みました。
2	神保健福祉運動 週間	市民一人ひとりに、障害への理解と認識を深めてもらうために、「障害者週間」および「精神保健福祉運動週間」には、庁舎前の看板の設置、心の問題に関する健康教育の開催を継続するとともに、広報あきた・市政テレビ番組を活用した広報活動などを検討します。また、市が主催する各種イベントには、障害のある人に積極的に参加を呼びかけ、障害者が中心となって開催するイベントの際には広報活動などの支援を行っていきます。		市民一人ひとりに、障がいへの理解と認識を深めてもらうために、「障害者週間」期間中には、庁舎前の看板および課窓口のミニのぼり設置や、秋田市ホームページへの掲載等を行い、周知を図りました。今後とも「障害者週間」についての周知に努めてまいります。
	ての正しい知識 の普及 (108ページ)	今後も健康教育や広報等で市民に情報提供していき、精神保健福祉の知識の普及に努めていきます。また、各事業実施にあたっては、内容や開催方法を 更に工夫していきます。	健康管理課	心の健康の保持増進のために、こころの健康アップ講座(2回)、職場におけるハートリフレッシュ事業(5回)を実施したほか、精神疾患に対する理解と対応のために、依存症セミナー1回、その他、高校および地域において研修会等を実施しました。
	の周知促進	障害者の製作製品について、市の公共施設での展示または販売スペースの 開設について検討します。また、市が主催する各種イベント等における展示や 販売について支援します	障がい福祉課 健康管理課	障がい者就労支援の一環としては、役務も含め市において発注できるものを増やし支援することとし、庁内各課に対して積極的な協力を依頼したところ、24年度は27件(6,201,643円)の役務(印刷業務)を障がい者施設に発注しております。今後とも協力を依頼するとともに依頼があった際は障がい者施設との仲介を図るなど障がい者制作製品、障がい者の就労を支援してまいります。

(2)	(地域生活支援	今後は、地域自立支援協議会、相談支援部会などを活用しながら、実施事業者等と連携を深め、障害者がより地域で生活しやすい相談支援体制づくりに努めます。	障がい福祉課	3障がいごとの3拠点(身体障がい・障害者生活支援センターほくと、知的障がい・竹生寮および精神障がい・指定相談支援事業所クローバー)において障がい児(者)の相談支援を実施しました(24年度相談支援件数:ほくと1,380件、竹生寮2,638件、クローバー1,549件)。実施に当たっては、3事業所間はもとより、市内の他の相談支援機関となる「ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター」および「秋田県発達障害者支援センターふきのとう」等との連携も図り、当該5事業者による障がい児(者)総合相談会を8回(遊学舎6回、河辺地域1回、雄和地域1回)開催しています。また、地域自立支援協議会を2回、相談支援部会を2回開催し、実施事業者および関係機関との連携を深めながら障がい者がより地域で生活しやすい相談支援体制づくりに努めました。その他、平成24年10月1日に障がい者虐待防止法が施行されたことに伴い、通報や届出の受付を行う「秋田市障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置した他、上記3拠点を相談受付の拠点として位置づける等、障がい者虐待防止対策を講じました(24年度の通報、届出および相談の受付延件数16件)
	議会(地域生活 支援事業)	地域の社会資源の開発や改善等を行い、障害者が地域で生活しやすいシステムづくりに努めていきます。 19年4月には、地域自立支援協議会に相談支援部会を設け、相談支援内容の充実を図っていきます。	障がい福祉課 健康管理課	地域自立支援協議会については、2回開催し、委託相談支援事業者の運営評価等を行いました。また、障がい者福祉に関わる担当者で、より具体的な協議を行う場である相談支援部会では、「障がい者虐待防止と連絡体制の整備について」と「障がい児(者)に係る災害時の対応について」の2つの課題に取り組みました。今後も本市の障がい者福祉における課題等について関係機関での共有を図るとともに、改善等に向けた方向性を確認するなど、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに努めるとともに、相談支援の充実、関係機関のネットワーク強化を図ってまいります。
	用支援事業(地	相談支援事業の事業者等と連携し、事例が発生した場合に、市長申立の手続をスムーズに行えるように、作業手順や審判請求手続等の市の体制を整備していきます。	障がい福祉課 健康管理課	24年度は成年後見等開始申立手続き(市長申立)については2件ありました。今後も成年後見等開始申立手続きについては、遅滞なく実施してまります。

コミュニケーショ ン支援(地域生 活支援事業) (115ページ)	手話通訳者派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業の広報に努めるとともに、手話通訳者設置事業と連携・調整を図りながら、適切な派遣コーディネートを行い、聴覚障害者が安心して生活できる体制づくりをさらに進めていきます。また、手話奉仕員養成事業については、受講修了者が秋田県が実施する手話通訳者養成事業へ進むことができるように、県事業との連携を図っていきます。 平成18年度に要約筆記奉仕員派遣事業が市町村事業になったことに伴い、新たに要約筆記奉仕員養成事業を実施します。実施にあたっては、できるだけ多くの要約筆記奉仕員を登録できるよう事業の周知を図るとともに、より高い技術を取得した要約筆記奉仕員の養成をめざします。	障がい福祉課	【手話通訳者設置事業】3名の手話通訳者を設置し1,933件の派遣依頼に対応しました。 【手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業】9名の登録手話通訳者で168件、19名の登録要約筆記奉仕員で79件の派遣依頼に対応しました。今後とも適切なコーディネートに努めてまいります。 【奉仕員養成事業】手話奉仕員養成講座入門課程37名、同基礎課程31名が修了し、要約筆記奉仕員養成講座においては、基礎・応用課程を5名が修了しました。今後とも奉仕員養成に努め、修了後、より高い技術を取得した手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成につながるよう県や関係団体との連携を図ってまいります。
日常生活用具の 給付(地域生活 支援事業) (117ページ)	地域生活支援事業として、利用者の意見・要望を聞きながら給付(貸与)する 品目、給付対象者の拡大等について検討し、必要に応じて国に要望するなど しながら事業を継続していきます。	障がい福祉課 健康管理課	24年度において視覚および聴覚障がいを併せ持つ方に給付していた点字ディスプレイを視覚障害2級以上(単独)を持つ方に給付範囲を拡大しました。今後とも、給付(貸与)する品目、給付対象者の拡大等について、利用者の意見・要望等を聞きながら検討し、引き続き事業を継続していきます。
移動支援(ガイド ヘルパー派遣 (地域生活支援 事業) (119ページ)	車両移送型については、現在、実施事業者、安全性の確保等が難しいため、 実施は難しい状況です。 個別支援型、グループ支援型については、市町村事業となったメリットを生か しながら、突発的なニーズへの対応ができるよう、柔軟性のあるサービスの提 供に努めていきます。	障がい福祉課 健康管理課	24年度は15人(延べ545.5時間)の利用となりました。引き続き事業を継続し、柔軟性のあるサービス提供に努めます。なお、車両移送型については安全性の確保等が困難なため、実施事業者の確保ができず実施しておりません。
地域活動支援センター機能強化 事業(地域生活 支援事業) (121ページ)	既存の地域活動支援センターとの連携を図るとともに、今後の小規模作業所等の地域活動支援センターへの移行については、各施設からの相談等に応じながら支援し、地域活動支援センターの整備および機能・体制の強化を図ります。	障がい福祉課	主に身体障がい者、知的障がい者を対象とした地域活動支援センターの内、機能強化事業Ⅲ型の「秋田はまなす共同作業所」では、健康増進活動、盆灯ろう作りおよび花壇作り等、生産活動を行いました。主に精神障がい者を対象とした地域活動支援センターの内、同センターとして運営委託している、I型の「クローバー」、Ⅲ型の「秋田市のぞみ地域活動支援センター」および「秋田市南浜地域活動支援センター」には、基礎的事業(創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等)に、機能強化事業(専門職員の配置等その機能の充実強化を図る事業)を加えて委託しています。その他、各センターでは地域交流事業に積極的に取り組み、センター祭りや公開学習会等を実施しました。
訪問入浴サービス(地域生活支 援事業) (123ページ)	地域生活支援事業として、引き続き実施します。	障がい福祉課	24年度は延べ213回の利用がありました。 引き続き事業を継続してまいります。

業短期入所型 (地域生活支援 事業) (124ページ)	地域生活支援事業として、引き続き実施します。	障がい福祉課	24年度は101人(延べ1, 257回)の利用がありました。引き続き事業を継続してまいります。
② 居宅介護(ホームヘルパー派遣) (125ページ)	利用者の意見等を聞きながら家庭環境や個々の身体状況に応じたサービス の提供に努めつつ、今後も事業を継続します	障がい福祉課 健康管理課	24年度は230人の利用がありました。引き続き事業を継続 し、個々の状況に応じたサービスの提供に努めてまいりま す。
「食」の自立支援 事業 (126ページ)	引き続き事業を実施します。 なおアセスメントはおおむね半年毎に行い、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者および家族等の情報を収集・分析し、実情に応じて生きがい活動支援通所事業のほか、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルなサービス等の適切な活用を検討し、その利用調整を行います。	長寿福祉課	地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターによる 適切な利用者等の実態把握およびアセスメントにより、サー ビス延べ利用回数は増加しました。 【24年度実績】 利用者数(65歳未満の障がい者):6人 延べ利用回数(65歳未満の障がい者):496回
訪問看護 (128ページ)	継続して実施していきます。	介護・高齢福祉課	24年度については、12事業所で取り組んでおります。
短期入所(ショー トステイ) (129ページ)	利用者の意見等を聞きながら家庭環境や個々の身体状況に応じたサービスの提供に努めつつ、今後も事業を継続します。	障がい福祉課	利用者の意見等に沿うよう支給決定日数の変更などを柔軟に対応し、24年度は、延ベ771人の利用がありました。引き続き事業を継続してまいります。
重症心身障害児(者)通園事業(130ページ)	太平療育園におけるB型の利用状況や養護学校生徒の進路希望状況等を勘案し、重症心身障害児(者)の日中活動の受け皿が確保されるよう、A型施設の整備について県に要望していきます。	障がい福祉課	秋田県立医療療育センターにおいて実施されている重症心身障害者へのA型通園事業は、平成24年度の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスの生活介護として取り扱われることとなったものです。 延べ人数189人、延べ日数1505日
難病患者への支援 (132ページ)	1 難病患者地域支援対策推進事業 在宅での療養生活を支援し、難病患者の自立と社会生活を維持するため、医療相談会や保健師等による訪問相談を充実させ、継続実施します。 2 難病患者等居宅支援対策推進事業 介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の対象外となる患者に対する 難病患者等居宅支援事業として、難病患者等短期入所事業について検討するとともに、病気の進行に応じた適切なサービスが提供できるようホームヘルプサービス事業、日常生活用具の給付事業を継続実施します。	健康管理課	患者、家族を対象に医師の講話、交流、個別相談を内容とした医療相談会を3回開催したほか、保健師による訪問相談を行いました。また、ホームヘルパーの派遣により、在宅生活を支援しました。なお、「障害者総合支援法」に定める障害児者の対象に難病が加わり、障害福祉サービスの対象となったことから「難病患者等居宅生活支援事業」は平成25年3月31日で廃止になりました。
身体障害児(者) 補装具給付等事 業 (134ページ)	医療機関の相談室や障害者関係施設・障害者団体などと連携しながら、事業のさらなる普及や用具の周知を図っていくほか、障害者のニーズを踏まえ、必要に応じて国に要望等を行い、障害児(者)を支援していきます。	障がい福祉課	平成24年度は442件の用具交付と370件の用具修理を行いました。引き続き医療機関の相談室や障がい者関係施設・障がい者団体などと連携しながら、事業のさらなる普及や用具の周知を図ってまいります。

業 (136ページ)	参加者による自主活動につなげていきます。 参加者自身にあった社会参加ができるように、医師・保健師などで必要に応じてケース検討の場をつくります。 医療機関での精神科デイケアの充実が図られていることから、保健所デイケア参加者の実状を踏まえ、事業実施回数を減少する方向で検討していきます。 2 ソーシャルクラブ 引き続き、自主的活動を支援していきます。 3 デイケアルームの開放 デイケア参加者や作業所の通所生に対し、デイケアルームを開放していることを周知していきます。	健康管理課	1 デイケア 平成20年度よりデイケアを廃止しました。 2 ソーシャルクラブ 平成22年度よりデイケアを廃止しました。患者会として自 主的な活動ができるよう支援しました。 3 デイケアルームの開放 引き続き地域活動支援センターの利用者等に対し、デイ ケアルームを開放していることを周知していきます。
③ 地域福祉活動の 推進 (138ページ)	ワークショップの充実やモデルケースの紹介等により、地域福祉への市民理解の醸成を図り、市民の手による主体的な参加・参画による地域福祉の実践を促進します。 秋田市社会福祉協議会との連携を深め、「ふれあいまちづくり活動計画(秋田市地域福祉活動計画)」の実施を支援します。 民生委員・児童委員が、障害者等に対する援護活動や相談・助言活動を適切に実施するとともに、地域社会において地域福祉の促進者としての役割を担うことができるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する活動支援を行います。 ボランティアへの市民理解を進めるとともに、誰でもボランティア活動に参加できるよう、秋田市ボランティアセンターにおける取り組みを継続します。ボランティア・NPOなどの市民活動を支援するとともに、市民活動に対する市民理解の促進に努めます。	福祉総務課	第2次秋田市地域福祉計画(平成21年3月策定)に基づき地域福祉を推進するため、「広報あきた」や市ホームページにおいて、重点事業の取組を紹介する等、地域福祉の担会を領した。地域福祉の担い手である地区社対象とする地域福祉推進関係者連絡会を開催し、情報提供を意見交換等を行い、地域福祉活動の促進を図りました。また、町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成に重点事業の取組として、「ひとり暮らし高齢者等を孤立させ組のなげることを目的に、地域活動座談会を3回行いました。重点事業の取組としては、見守りネットワーク活動などの取組をあるりました。また、「秋田市災害時などの取選護者の避難支援プラン」に基づき、高齢者や障がい者などの支援が必要な高齢者の情報を「避難支援対象者名簿」としてまとめ、地の、周知に努めました。また、「秋田市災害時を援けの取組を南京として「秋田市災害対策基本条例」に基づき情報提供の拡充に外田市災害対策基本条例」に基づき情報提供の拡充に外田市災害対策基本条例」に基づき情報提供の下に努めました。さらに、引き続き地域福祉活動の主要な担い活動を支援しました。さらに、引き続き地域福祉活動の主要な担い活動を支援するとともに、これらと連携して地域福祉の推進に取り組んだほか、ボランティア・NPOなどの市民活動を支援しました。

	障害者関係団体 等への支援 (140ページ)	各団体の運営は自主運営が基本ですが、自立と社会参加に向けた積極的な活動を促すため、団体の実情を十分に把握しながら今後も助成を継続し、できるかぎり支援していきます。また、知識の普及と障害者の保健福祉向上に努めるため、関係団体が行う活動などに協力し、活動内容の充実が図られるように支援していくともに、精神障害者の当事者グループの育成については、デイケア利用者の当事者グループへの移行などを検討します。さらに、精神障害者ボランティアにおいては、引き続き各ボランティア間の交流が図られるよう努めます。	障がい福祉課 健康管理課	秋田市身体障害者協会・秋田市手をつなぐ育成会の事業活動に対して、補助金の交付を行いました。また、次の団体にも支援または協力を行っております。 【精神障害者家族会】 平成18年11月に法人格を取得し、NPO法人として新に活動を始め、事務局も保健所から離れて自主的活動を進めています。活動の一部である地域活動支援センターの運営や利用者への対応等については継続的な支援を行っています。 【精神保健福祉協会】 研修会を開催し、一般市民の啓発に努めています。 【断酒会】 ケースの紹介という形で連携を取っています。
(	3) ① 住環境の整備 (141ページ)	1 住宅リフォーム(身体障害者生活環境改善事業) 重度障害児(者)が在宅で生活するにあたって必要となる改修項目の内容を検 討していきます。	(障がい福祉課)	19年度事業廃止済(20年度障害者専門分科会資料より再掲:当該事業は、日常生活用具の居宅生活動作用具や介護保険での住宅改修制度を補完する市単独事業のため見直しをしたところ、社会福祉協議会が実施している低利な貸付制度もあり、また、当該事業の申請件数が減少していることなどから廃止としました。)

	2 市営住宅の整備 (1) 市営住宅の供給 住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「秋田市住生活基本計画」を策定します。 住宅困窮者の居住の状況や民間賃貸住宅の事情に応じて、公営住宅の供給の目標量を設定します。 老朽化した市営住宅のストックについては、中長期的な観点を踏まえ、計画的な建替えを行うとともに、個々のストックの状況に応じて、改良、修繕、維持補修等の措置を講じます。 (2) 市営住宅の建設事業 老朽化の著しい新屋比内町、金砂町、将軍野、割山、新屋沖田の各市営住宅を統廃合し、PFI事業として新たに新屋比内町に市営住宅260戸を整備します(平成19年度~平成22年度)高齢者や車椅子利用者等が安全かつ支障なく利用できるよう配慮することとしており、障害者用住戸8戸を配置するほか、地域密着型サービスの提供が可能となるような社会福祉施設を併設するほか、地域密着型サービスの提供が可能となるような社会福祉施設を併設する活動画としています。 [戸数]1LDK(障害者用):8戸、2DK:105戸、3DK:147戸、計:260戸便所内に段差があり、和式便器となっている市営住宅について、床の段差の解消、便器の洋式化、手すりの設置など、計画的に改善を図ります。 3 民間住宅のバリアフリー化に関する相談窓口の設置リーフレット等の配布や、新築・改修等によるバリアフリー化の実例等を紹介し、市民のバリアフリー化に対する意識の啓発と正しい知識の向上を図ります。 加えて、障害者や高齢者が賃貸住宅に入居しようとする際、拒まれることがないよう、賃貸住宅所有者等の意識の啓発を図ります。 か児から高齢者、さらには障害のあるなしにかかわらず、可能な限りすべての人が安全で快適に暮らせる住宅の普及を図ります。 また、住宅のバリアフリー化に関する融資制度等の紹介を行います。	住宅整備課	【2 市営住宅の整備 (2)市営住宅の建設事業】 高梨台市営住宅の建替を行うため、敷地の確定測量を行いました。
グルーフホーム・ 通勤寮・福祉 ホーム (144ページ)	グループホームについては、知的障害者、精神障害者の地域での自立生活を推進していくため、さらに整備していきます。 また、福祉ホームの増設、通勤寮の設置については、利用者ニーズの動向を 勘案しながら、整備の必要性を検討してきます。	障がい福祉課	24年度内にグループホーム1施設、ケアホーム1施設が新たに整備され、24年度末現在市内には、グループホーム(知的障がい者・精神障がい者)29施設、ケアホーム(知的障がい者・精神障がい者)11施設があります。今後とも障がい者の地域での自立生活を推進していくため、利用者ニーズの動向を勘案しながら、整備の支援を図ってまいります。
② 情報提供体制 (146ページ)	1 情報誌等による提供 (1)「障害者のためのくらしのしおり」 今後とも障害者や福祉関係者等に配布し、障害者の日常生活に役立つ情報 を紹介するとともに、より利用しやすい構成および情報提供を目指します。	障がい福祉課	「障がい者のためのくらしのしおり」を4,000部作成し、これまでどおり障害者手帳交付時の配付、関係機関等への送付および秋田市HPへの掲載等により情報提供に努めました。
	(2)「市民便利帳」 障害者向けのページにおいて効果的な障害保健福祉サービス等の案内に努 めます。	広報広聴課 障がい福祉課	「市民便利帳」について、記載内容を更新しながら適切に サービス等の案内を記載し、市内への転入者に配布しました。 (平成23・24年度版合冊で150,000部発行)

	(3)「高齢者のためのくらしのしおり」 内容を充実し、高齢者によりわかりやすく、ニーズに応じた情報を総合的に提供していきます。	長寿福祉課	高齢者のためのくらしのしおりを4,600部作成し、民生委員等への配布や窓口などで必要に応じて適宜提供しました。
	(4)「子育て情報誌」 子育てについての様々な情報を見やすく提供していきます。	子ども未来セン ター	「子育て情報誌」を9,000部作成し、転入者や母子健康手帳の交付時などに配付し、子育て家庭で幅広く活用されています。引き続き、様々な情報を見やすく提供していきます。
	2 電子情報の提供 インターネットによる情報提供については、アクセシビリティに配慮しつつホームページを随時更新し、最新の情報提供を行っていきます。	障がい福祉課	24年度はアクセシビリティに配慮した構成により更新してまいりました。今後も随時更新を図り、最新状況の提供を行っていきます。
	3 広報あきた等 (1) 点字広報・声の広報(地域生活支援事業) 点字広報は、視覚障害者のニーズにあった内容を適切に選択して情報を提供 できるよう検討していきます。	障がい福祉課	点字広報については、「広報あきた」の内容を抜粋し、わかり やすさに配慮しながら年4回発行しました。
	(1) 点字広報・声の広報(地域生活支援事業) 声の広報は、これまで以上に聞きやすく理解しやすいテープの制作に努めます。	広報広聴課	声の広報については、「広報あきた」「秋田市議会だより」の 内容を抜粋し、わかりやすさに配慮しながら制作しました。 年28回発行(広報あきた24回、市議会だより4回)。
	(2) 広報あきたの特集 障害者が障害保健福祉サービス等に関する情報を適切に得られるよう、掲載 時期等にも十分配慮しながら適宜特集等を企画するとともに、さらに積極的に 障害者の活動)・取り組み等を伝えます。	広報広聴課 障がい福祉課	障がい者に関する施策、事業等については、適宜「広報あきた」に掲載し、周知・PRを図りました。今後とも障がい者福祉に関する情報や障がい者の活動等について、積極的な情報提供に努めてまいります。 障がい者に関する施策、事業等の掲載件数:86件(内特集1回) 特集のタイトル「障がい者を支える人たち"その人らしさ"をお手伝い」(平成24年10月19日号)
の図書館サービ ス (149ページ)	いずれも継続して実施します。 1 対面朗読・テレフォンサービス等 目の不自由なかたへの朗読サービス等を行っていることを、広報等を通じてPRしていきます。 2 朗読ボランティアの育成 目の不自由なかたに対しての対面朗読などのサービスの充実に向け、朗読ボランティアを養成するとともに、その資質向上を支援していきます。 3 点字図書等の提供 大活字図書は今後も積極的に収集し充実させていきます。 点字図書については、障害のない人の視覚障害への理解を促進する効果もあることから、市内の各図書館にも備えることを検討します。	教育委員会中央 図書館明徳館	【1 対面朗読・テレフォンサービス】 中央図書館明徳館:対面朗読延べ2件、テレフォンサービス 延べ475件/土崎図書館:対面朗読延べ35件、テレフォン サービス延べ494件 【2 研修会】 中央図書館明徳館:7回/土崎図書館:14回 【3 大活字図書】 中央図書館明徳館:986冊/移動図書館:324冊/河辺 分館:14冊/土崎図書館:206冊/新屋図書館:129冊 /雄和図書館:111冊

③ 防災体制 (151ページ)	1 災害時のための緊急救援物資の備蓄 利用者のニーズに対応した種別・数量等を考慮しながら、資機材(車椅子、身障者用トイレなど)の備蓄に努めます。 2 広域避難場所の指定 点字案内板の設置など避難標識等を充実させ、設置場所を考慮しながら避難場所の指定とPRを図ります。 また、避難場所や避難経路に点字ブロックを敷設したりスロープ化を図るなど、バリアフリー化を進めていきます。 さらに、避難所においては、障害児(者)が利用しやすいスペースを優先的に確保し提供できるよう整備に努めます。 3 防災訓練各地域での防災訓練に障害のあるかたにも参加してもらい、訓練を通じて災害発生時に取るべき行動など防災に対する理解を深めるよう啓発に努めます。 さらに、地域住民の理解と協力体制を確立するよう努めます。 4 地域での支援障害児(者)の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助などの体制づくりを町内会(自主防災組織)や民生委員・児童委員などの協力を得て推進します。 5 情報提供障害児(者)の情報を把握し、障害別の情報収集能力を検証しながら、情報提供障害児(者)の情報を把握し、障害別の情報収集能力を検証しながら、情報提供体制や、支援体制の充実を図ります。		災害時の応急救援物資については、秋田県での備蓄品目や数量等を考慮し、備蓄を継続するとともに、賞味期限が到来するものを更新しました。また、避難標識については、新たに2箇所の標識を設置しました。防災訓練等については、市内の町内会や自主防災組織で開催する訓練や学習会に職員を派遣し、市民の防災に関する意識啓発に努めるとともに、自主防災組織のリーダー等を対象に研修を行い、地域における協力体制や要援護者の避難や情報伝達などの支援体制確立の必要性を訴え理解を求めました(リーダー研修会、144組織227人、その他の訓練や学習会128組織5、858人)。河川が増水したときには、浸水想定区域の福祉施設にはん濫に関する情報を伝達し、警戒を促しました。
救急救命体制 (155ページ)	今後とも、身体に障害を持つ方々へのサービスを向上させるため、関係事業を継続し救急救命体制の充実を目指すとともに、民間の患者等搬送事業については、新たに車椅子専用車を対象とするなど、患者等搬送用自動車の認定を拡大し、質的向上を図ります。		利用者の安全と利便性を確保するため、乗務員に対する救急講習を実施し5事業者13名に適任証を交付しました。今後も引き続き、民間の患者等搬送事業者の育成と連携を強化し、サービス向上を図ります。
厶	協力員任務の重要性についてさらに理解を深めてもらうため、利用申請時に協力員の手引きを配付するなどして、十分に事業について説明することに努めます。さらに、現在協力員になられているかたに対しては、利用者より任務の再確認を依頼します。 委託事業者に対し、定期的に福祉サービス全般についての情報を提供し、相談業務についても充実を図ります。	ᄐᆂᄺᆌᆓ	地域連携機能の衰えから協力員を3人確保することが難しくなってきているため、地域包括支援センターや民生委員を通じ地域住民への周知・啓発に努めました。また、見守り機能を強化するため、システムに安否センサーを追加したほか、利用者からの緊急通報や相談に対して、看護師等の有資格者が24時間対応するなど、相談業務の充実を図りました。【24年度実績】貸与数(65歳未満の障がい者):4台

4	るまちづくりの推 進	1 公共施設等のバリアフリー化の推進 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例による施設のバリアフリー化の 整備基準に基づき、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設な ど不特定多数の人が利用する公共性の高い建築物のバリアフリー化を進めて いきます。 また、歩道の段差や傾斜の解消、電柱の移設や側溝改良、視覚障害者誘導 用ブロックの整備、音響式信号機(※1)と青延長用押ボタン付き信号機(※ 2)の設置による「人に優しい道路づくり」や道路との段差を解消、スロープ 化、休憩施設を配置した「人に優しい公園づくり」を進めていきます。 (※1)音響式信号機:歩行者用青信号の表示されていることを音響で知らせ ることができる信号機 (※2)青延長用押ボタン付き信号機:「青延長用押ボタン」を押すと、歩行者 用青信号の延長を行うことができる信号機 2 交通バリアフリーの推進 平成23年度策定の「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業の 進捗状況をチェックしていくため、秋田市バリアフリー協議会において平成24 年度以降、年一回、協議会を開催します。協議会においては、特定事業の進 捗状況を確認し、事業が遅れている場合は事業者へ整備の促進を要請してい きます。	公園課 道路維持課 都市計画課	【公園のバリアフリー化】 23年度に引き続き24年度も街区公園3箇所の整備を行いました。 【道路維持】 交通バリアフリー重点整備地区内の中通本線(L=937.5 m)、仲小路2号線(L=308.6m)の歩道消融雪工事を実施しました。また、側溝改良34路線、延長4,729mおよび視覚障害者誘導用ブロック369m、歩道改良666mを整備したほか、道路パトロールなどにより道路破損箇所の早期発見・補修に努め、障害者に配慮した道路管理を実施しました。 【道路建設】 割山南浜線(L=620m)の道路改良工事を実施し、歩道を拡幅整備すると共に段差や勾配の解消を図ったほか、川尻広面線の歩道改良工事を実施し、視覚障害者誘導用ブロック(L=860m)を設置しました。 【交通バリアフリーの推進】 平成23年に策定した「秋田市バリアフリー基本構想」について、市HPを通じて情報提供しております。
5	障害者バス無料 化事業 (161ページ)	1 身体障害児(者)および知的障害児(者) 身体障害者手帳や療育手帳所持者が年々増加し、交通手段等も変化していく ことを踏まえながら、助成内容等を検討していきます。	障がい福祉課	在宅の手帳所持者5,084人に対し、福祉特別乗車証の交付を行いました。
		2 精神障害者 精神障害者が地域生活を営むうえで継続的な通院等は重要なことであり、そ れを支援する施策の一つとして、今後とも事業内容を検討しながら継続実施し ていきます。	健康管理課	引き続き事業を実施し、393人の方に乗車証を交付しました。
		今後も交付枚数等のあり方について、対象となる障害の内容や程度に応じ、 検討していきます。	障がい福祉課	重度の視覚・下肢・体幹・内部機能障がい者2,794人に対し、1枚につき580円のタクシー利用券を153,904枚交付しました。今後も交付枚数等のあり方について、対象となる障害の内容や程度に応じ、検討していきます。
	(164ページ)	現在実施している福祉有償運送の運行上の安全や利便の確保について、福祉有償運送運営協議会で協議していくとともに、今後の福祉有償運送の拡大については、他の交通機関の状況等を勘案しながら、必要性を検討していきます。	障がい福祉課	NPOが実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。
	自動車運転免許 取得費、改造費 助成事業 (165ページ)	事業の周知を図りながら、地域生活支援事業として今後も事業を実施します。	障がい福祉課	運転免許取得に3件、自動車改造に8件の事業を実施いた しました。今後も周知を図りながら実施していきます。